

## MedinessFIT会員則

### 第1条(適用範囲)

MedinessFIT会員会則(以下「本会則」といいます。)は「MedinessFIT」(以下「MF」といいます。)の会員およびMFに入会しようとする方に適用します。

### 第2条(目的)

MFは、トレーナー、各種医療専門職の指導の下で、会員が運動、食事等の知識を習得し、自身で健康増進を図ることを目的とします。

### 第3条(会員制)

1. MFは会員制とします。
2. MFの各種サービスの利用範囲、条件については別に定めます。

### 第4条(入会資格)

MFの入会資格は、以下のとおりとし、その項目すべてに該当する方とします。

1. 各会員区分においてMFが別途定める資格に該当する方。
2. 本会則及び「プライバシーポリシー」に同意した方。
3. 満13歳以上の方。但し、満20歳未満の場合は入会時に親権者の同意が必要となります。
4. 医師等から運動等を禁止されていない方。
5. 伝染病その他他人に伝染または感染するおそれのある疾病に罹患していない方。
6. 妊娠していない方。
7. 反社会的勢力(暴力団、暴力関係企業、特殊知能暴力集団等。)の関係者でない方。

### 第5条(入会手続き)

1. MFに入会しようとするときは、以下に定める手続きを行うことにより、入会申込みを行っていただきます。
  - ① 所定の申込書類(以下「入会申込書」といいます。)により、本会則及び「プライバシーポリシー」に同意した上で入会申込みを行っていただきます。
  - ② MFは所定の基準に従い、入会資格の有無を判断の上、入会の承諾を行います。
  - ③ 会員区分に従い、第8条に定める諸費用をMFに払い込みいただきます。
2. 未成年の方が入会しようとするときは、入会申込書により親権者の同意を得た上で、入会申込みを行っていただきます。この場合、親権者は、法令に定めがある場合を除いて、自らの会員資格の有無に関わらず、本会則に基づく義務および責任を本人と連帯して負うものとします。

### 第6条(変更手続き等)

1. 会員は、サービス利用中、入会申込書に記載した内容に変更があったときは、遅滞なく変更手続きを行う必要があります。
2. MFより会員の住所あてに通知、連絡等を行う場合は、会員から届出のあった最新の住所宛てに行います。

#### 第7条(個人情報保護)

MFは保有する会員の個人情報を、別途定めるプライバシーポリシーに従って管理します。

#### 第8条(諸費用)

1. 会員は、MFに対し、MFが別途定める期日までに、入会金及びプラン費用等MFが別途定める諸費用(以下「諸費用」といいます。)をお支払いいただきます。
2. 一旦納入した諸費用は、返還しかねます。但し、第17条に定める中途解約、第18条に定める除名の適用の場合は除きます。

#### 第9条(会員資格の取得)

第5条の入会手続きが完了し、諸費用のお支払いが確認されたときに、会員資格を取得するものとします。

#### 第10条(会員資格の譲渡等)

MFの会員資格は譲渡、貸与、名義変更等を行えません。

#### 第11条(ビジター)

MFが認めた場合は、MF非会員の方(以下ビジター)もサービスを受けることができます。

ビジターは本会則を尊守する必要があります。

#### 第12条(禁止事項)

会員(ビジターを含みます。以下本条において同様です。)は、次の行為をしてはなりません。

1. 他の会員やスタッフを誹謗、中傷する行為。
2. 他の会員やスタッフを殴打、身体を押す等の一切の暴力行為。
3. 大声、奇声を発する行為などの威嚇行為や迷惑行為。
4. 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフを拘束する等の迷惑行為。
5. 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する一切の行為。
6. スタッフに対する物品販売や営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為。
7. スタッフに対する、MF以外の他社への就職あっせんや引き抜きの行為。
8. その他法令および公序良俗に反する一切の行為。

#### 第13条(免責)

1. 会員(ビジターを含みます。以下本条において同様です。)の損害や怪我その他の事故について、MFに故意または過失がない限り、MFは、当該損害に対する一切の責任を負いません。
2. 会員同士の間が生じた係争やトラブルについて、MFは一切関与いたしません。

#### 第 14 条(会員の損害賠償責任)

会員がサービス利用中、MFまたは第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負い、MFに対して一切迷惑をかけないものとします。

#### 第 15 条(会員資格喪失)

会員は次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利をも喪失します。

1. 第 18 条により除名されたとき。
2. 死亡したとき。
3. MFがサービスを第 19 条により終了したとき。

#### 第 16 条(予約の変更・キャンセル)

1. 予約の変更は予約前日の営業時間終了までに行うものとします。それ以降の変更・キャンセルは認められず、1 回分のトレーニングを実施したものとします。但し、MF側の都合や、MF判断による予約の変更・キャンセルはこの限りではありません。
2. 変更・キャンセルが認められなかったトレーニングに関しては、別途費用をお支払いいただき、再度トレーニングを行うことができます。

#### 第 17 条(中途解約)

1. 会員は、お申込みされたプランに係る契約を自己都合により中途解約するときは、書面により解約の申出を行うものとします。当該契約は、会員の当該解約の申出により解約されます。
2. 前項により会員が契約を中途解約した場合、MFは会員に対し、諸費用のうちプランの費用について、以下で定める金額を返還いたします。プラン費用以外の費用については、法令の定めにより当社が責任を負担すべき場合を除いて、理由の如何を問わず返還いたしません。

##### (a) ベーシックプランおよびライトプラン

¥40,000 円-(¥10,000 円×実施されたパーソナルトレーニングの回数)

##### (b) 単発パーソナルトレーニング

実施前は手数料を除いた全額返金致します。実施後の返金は認められません。

#### 第 18 条(除名)

MFは、会員が次の各号に該当するときは、その会員をMFから除名することができます。除名された会員は、以後サービスの利用が一切できません。

1. 第4条の入会資格を喪失した場合。または入会后、入会資格を満たしていないことが判明した場合。
2. 本会則に違反した場合。
3. MFの許可なく、MFスタッフから直接トレーニングを受けた場合。
4. 法令および公序良俗に反する一切の行為を行った場合。
5. トレーナーが会員と連絡が取れなくなった場合。
6. その他MFが会員としてふさわしくないと認めた場合。

#### 第19条(休業および解散)

MFは、次の各号に該当するときは、休業または解散(以下「休業等」といいます。)をすることができます。休業等が予定されている場合は、原則として1ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。

1. 気象災害その他外因的事由により、会員およびスタッフに危険が及ぶとMFが判断した場合。
2. 定期休業による場合。
3. 事業譲渡その他MFの運営事業の承継、MFの運営事業の撤退その他重大な事由により、休業等がやむを得ない場合。

#### 第20条(利用の停止)

会員が次の各号に該当するときは、サービスの利用を一時的に停止します。

1. 医師等から運動を禁止されている場合。
2. 妊娠している場合。
3. 伝染病その他他人に伝染または感染するおそれのある疾病に罹患した場合。
4. その他、正常にサービスを受けることができないとMFが判断した場合。

#### 第21条(諸費用の変更ならびに運営システム変更について)

1. MFは、会員が負担すべき諸費用について、MFが必要と判断したときは変更することができます。
2. MFは、施設運営システムを、MFが必要と判断したときは変更することができます。
3. MFは、トレーナーの病気その他やむを得ない事情がある場合には、トレーナーの担当変更をすることがあります。
4. 前項の場合、変更が決定した段階で、会員にこれを告知します。

#### 第22条(本会則等の改訂)

MFは、本会則の改訂を行うことができます。なお、改訂を実施するときは、MFは予め改訂の1ヶ月前までに告知することにより、改訂した本会則の効力は全会員に及ぶものとします。

#### 第23条(告知方法)

本会則における会員への告知は、MFのホームページの掲載及び会員から届出のあった電子メールアドレス宛てに電子メールを送信して通知する方法によるものとします。